**電子契約システムサービス及び導入支援業務委託**

【別添４】

**プレゼンテーション要領**

　１．プレゼンテーションにあたって

　　（１）下記の内容を事前に確認し、プレゼンテーションの準備を行うこと。

　 （２）プレゼンテーションの時間は、４０分（システムデモンストレーション、質疑応答含む）とする。

　　（３）準備及び撤収は合わせて５分以内とする。

　２．プレゼンテーションの内容

（１）プレゼンテーションは事前に提出した技術提案書を用いて行うこと。なお、プレゼンテーション当日における追加資料の提示や技術提案書と矛盾する説明は認めない。

　 （２）会社名、システムの概要、地方公共団体における導入実績について簡潔に説明すること

（３）次に、実際の業務の流れに沿って、システムデモンストレーションを事業者側、管理者・職員側について行うこと。その際、事前に提出した機能要件一覧のどの項目に当たるかを説明すること。

　 （４）不確定な項目や実現不可能な項目については説明不要。

　３．システムデモンストレーションの前提

　　（１）実施範囲：事業者側機能、管理者・職員側機能についてデモンストレーションを行うこと。

　　（２）実施環境：デモンストレーション用のＰＣを準備すること。ＯＳは、Windows10以上とし、ブラウザはMicrosoft Edgeを用いて表示させること。携帯用端末のＯＳはiOSないしAndroid、ブラウザはSafariないしGoogle ChromeないしMicrosoft Edgeを用いて表示させること。

　４．プレゼンテーションの実施方法について

　　　オンライン形式でのプレゼンテーションとし、必要と思われる機材は各自で準備すること。

以　上